

令和元年 6 月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和元年 6 月 27 日（木）9 時 30 分下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館 2 階大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

佐々木文夫 教育長
田中とし子 委 員
渡邊 亮治 委 員
西堀 政幸 委 員
天野 美香 委 員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

鈴木 美鈴 生涯学習課長
土屋 仁 学校教育課長
和泉 多恵子 学校教育課 参事
平川 博巳 学校教育課 課長補佐兼学校教育係長
澤地 彩 生涯学習課 図書係長
石井 真人 学校教育課 主査

本会議録調製者は次のとおりである。

石井 真人 学校教育課 主査

1. 開会

9 時 30 分教育長開会を宣す。

2. 会議録署名人選出

会議録署名人に西堀政幸委員を選出。

3. 5 月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、承認。

4. 教育長報告事項

6 月事業報告及び 7 月事業計画について、事務局より資料に基づき説明。

教育長

それでは、私のほうから何点かお話をさせていただきます。

まず1点目です。6月1日、東京オリンピック及びパラリンピックの聖火リレーのコースに下田市が決定しました。多分この先このようなことはないと思われまので、市を挙げて盛り上げていきたいと市長も考えております。教育委員会も対応することが多くなることが予想されますので、教育委員の皆様のお知恵をお借りすることもあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

続きまして2点目です。5月28日に川崎市で児童らが殺傷されるという非常に痛ましい事件がございました。これを受けて下田市としても可能な防犯対策はないかということで、学校教育課の土屋課長と平川課長補佐と私の3名で6月5日の午前中に警察に伺いました。ちょうどこの日の午後、市内の小中学校の先生方約80名が集まる第2回合同研修会がありましたので、急遽ではありますが研修会の中で講話していただけないかと依頼したところ、快諾していただきました。講話には下田警察署生活安全課長がお越しになり、地域、警察で今できることは何かということについて事例を交えながらお話しくささいました。また、地域で登下校の際に、少しでも見回り活動ができればいいなというお話ししていただきました。下田市としても一現在、新聞の方にも報道されておりますが一公用車を青色防犯パトロールカーとして活用し巡回するというさことで、20台分の補正予算を措置しました。なお、補正予算の詳細につきましては後ほど事務局から説明していただきます。

その後、各部会で学校再編について検討しました。地域や教育委員会、学校でできること等、皆さんのお知恵を借りながら進めていきたいと思ひます。また、「こんなことをしたら良いのではないか」ということがありましたら、お話ししていただけたらと思ひます。

あと一点、育成会というものが市内6地区にありますが、白浜地区、稲梓地区、浜崎地区につきましては警察の方がそれぞれの育成会に参加し、会合に出席していただいております。残り3地区につきましてはまだ参加していただいておりますが、7月10日に育成会がありますので、ぜひ警察の方も一緒に入って防犯対策等を皆さんで協議してほしいうことを、これから育成会の会長にお願ひさせていただきます。

続きまして3点目です。6月7日に大雨警報が出ましたが、市内の小中学校及び幼稚園では給食を食べて下校しました。また、6月24日には小中学校のみですが、登校時間を10時に遅らせて子供達が登校しました。両日とも混乱はありませんでした。

続きまして4点目です。6月24日ですが、市町対抗駅伝が20回目を迎え、スタッフが1名を残してほぼ総入れ替えとなり、新たなメンバーで令和元年度のスタートを切ることができました。監督につきましては渡邊洋之氏にお願ひしました。渡邊監督は「選手ファースト」ということで、選手のことを第一に考えながらスタッフと協力してやっていきたいというお考えをお持ちです。渡邊監督の下、これから練習に入っていきます。なお、この件につきましては、新聞記事を添付してありますのでご覧いただけたらと思ひます。

続きまして5点目です。教科書採択につきましては先ほど訂正させていただきますが、7月の初めに採択連絡協議会を開きまして、7月の定例教育委員会で協議していただきますのでよろしくお願ひします。

続きまして6点目です。6月12日、添付の新聞記事にありますように、三輪車等7台をアシベ商事が下田認定こども園に寄贈していただきました。当初はずっと小学校に寄贈

していきたいということで話があったのですが、急遽こども園にも10万円相当の寄贈をしていただきました。子供達は楽しそうに乗って本当に感謝しておりました。

続きまして7点目です。ニューポートの話が先ほどありましたが、4名の中学生が説明会に参加しました。海外は初めてということで緊張していたようですが、いろいろと説明を聞きながら楽しみにしているという話も聞きました。

続きまして8点目です。最初の新聞記事をご覧いただきたいのですが、「下田東中 市内各所で地域体験学習」ということでカヌーに乗っている姿があります。記事については各自お読みいただけたらと思いますが、子供達は非常に生き活きと楽しそうにしております。

最後に9点目になりますが、6月の定例議会の中の一般質問で放課後児童クラブについての質問がありました。答弁の内容につきましては、次のとおりです。

以下、答弁内容（要約）

浜崎小学校の東館を今年度新しくし、その一室で来年度から放課後児童クラブを開設する予定で準備を進めております。また、稲梓小学校、白浜小学校につきましてはまだ開設しておりませんが、稲梓小学校とはプール横の広い部屋を借りるということで協議しており、早ければ令和3年度あたりに開設していきたいと考えております。白浜小学校につきましては空いている余裕教室がありませんので、敷地内の旧幼稚園の園舎の利用、白浜保育所の跡地利用、民間施設の利用等といった方法を考えながら進めていきたいと考えております。その中で一番困るのが支援員です。放課後児童クラブの開設に当たっては、支援員は全員が全員というわけではありませんが、必ず有資格者がいなければならないという要件があり、開設する前に支援員の確保が大変になるのではないかと思います。地域の方々にも協力していただきながら放課後児童クラブを開設できればと考えております。

私からは以上です。それでは先ほど申し上げたとおり、予算関係について事務局からお話ししていただきたいと思っております。

学校教育課長

別添資料1をご覧ください。5月27日に前回定例会を開催し、6月定例審議会に提出する補正予算案を審議していただきましたが、6月12日の告示までに少し時間がありましたので、多少変更した部分があります。議会は6月19日に開会し、昨日26日に閉会しまして補正予算案はすべて可決しました。今回、別添資料に予算書の鑑を添付してあります。予算につきましては一般会計ですが、歳入・歳出それぞれ163,851千円の追加となっております。

次の2ページをご覧ください。変更のあった箇所につきましては、赤色の下線を引いております。

4ページをご覧ください。債務負担行為の補正についてのものです。ページ右側は皆様にお話ししていない部分です。下田中学校仮設校舎整備工事について、債務負担行為の変更をさせていただきました。期間につきましては、今年度から令和3年度までと変更はありませんが、事業予定額につきましては、当初は総額105,000千円、35,000千円を3年ずつ支払うということで予定しておりました。補正後は、事業予定額が総額90,000千円、15,000千円を減額いたしました。補正の内容ですが、当初予算の段階では仮設校舎の設計

方式が「設計施工一括方式」というもので、いわゆる設計書付き入札というかたちで行いたいと考えておりましたが、今回、15,000千円を工事費から除き、その分を委託料に計上させていただきました。変更理由ですが、設計施工一括方式で施工可能で、かつ、指名参加願いを出している業者が市内に2社、市外に1社、合計3社しかおりません。一方、委託料を別立てにして工事請負費だけにすることになると、委託の設計可能な業者が市内に6社、建築業者が市内に10社ほど存在するという状況です。設計施工一括方式で進める場合、市外の業者に落札される可能性が高くなりますので、地元の業者の受注機会の拡大ということで、このようなかたちに変更させていただきました。

これに関して7ページをご覧ください。9款3項3目、中学校再編整備費の6196中学校再編整備事業ですが、合計10,000千円の増額となります。内訳としましては、13節の下田中学校仮設校舎整備工事設計監理業務委託を新たに15,000千円計上し、15節の下田中学校仮設校舎整備工事（新規）を35,000千円から30,000千円に5,000千円減額するかたちになっております。スケジュール的には当初の予定から変更はなく、仮設校舎を今年の11月くらいから来年3月の間までに設置、来年3月くらいに荷物の引っ越しをして、令和2年の年度当初から令和3年の10月くらいまで使用し、令和3年11月くらいから解体撤去に取り掛かるということになるかと思えます。

【歳入について】

次に5ページをご覧ください。下線を引いてありますが、民生費国庫補助金の中の児童福祉費補助金における、子ども・子育て支援事業費14,744千円の増額です。これは前回定例会でご説明申し上げたとおり、幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修及び事務費の10分の10の補助金のことですが、前回定例会から金額の調整をさせていただいております。

次に6ページをご覧ください。18款2項1目、12節の奨学振興基金繰入金金が400千円増額となっております。先ほど教育長からもお話がありましたとおり、7月10日にニューポートへ子供達4人を派遣します。この奨学振興基金をニューポート市中学生派遣補助金の原資としておりますが、不足が生ずる見込みのため、1人当たり10万円、4人分で計40万円を増額するために繰り入れを行うものです。

【歳出について】

次に7ページをご覧ください。9款1項2目の事務局費です。6010教育委員会事務局総務事務で消耗品費52千円、車両備品285千円の増額を計上しました。これにつきましては先ほど教育長からお話がありましたとおり、公用車で青色防犯パトロールを行うための経費です。現在、青色防犯パトロールカーは、生涯学習課の公用車が1台あるだけです。青色回転灯を車両備品で購入します。また、「青色防犯パトロール実施中」のマグネットシートを貼らなければいけませんので、消耗品で20台分購入します。そして、各課の協力の下、子供達の下校時間帯に公用車を運転するときには、青色回転灯を付けてパトロールしていただきたいと考えています。ただ、青色防犯パトロールを行うには研修を受けなければなりませんので、今後は各課の職員に研修を受けていただき、活動を推進していきたいと思っております。

その次の6020奨学振興事業、ニューポータ市中学生派遣補助金の400千円の増額ですが、これは先ほどご説明申し上げたとおり奨学振興基金を原資として繰り入れたもので、1人当たり10万円、4人分で計40万円となっております。

6196中学校再編整備事業についても先ほど申し上げたとおりです。

次に8ページをご覧ください。3款3項3目の保育所費における1550公立保育所管理運営事業ですが、76千円増額しております。これは管理用備品ということで、冷蔵庫や体重計等を計上しております。

次に9目の子育て支援費の1749子ども・子育て支援事業ですが、総額1,760千円となっております。これも先ほど申し上げたとおり、10分の10の補助金を用いて幼児教育・保育の無償化の事務を行っていきます。

以上です。

教育長 その他、事務局から何か補足説明等ございますでしょうか。

学校教育課長 本日、午後から統合準備委員会があり、最終的な答申案を検討していただきます。夏・冬の制服、ジャージ、体操服、体育館シューズ等について概ね決まりましたが、少しお時間をいただければと思います。なお、統合準備委員会に関しましては、後ほどご説明させていただきますと思います。

以上です。

教育長 皆さんから何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

全委員 意見なし。

教育長 それでは、教育長報告事項につきましては承認とさせていただき、議事の方に移りたいと思います。

5. 議事

(1) 報第14号 専決処分の承認を求めることについて

専第14号 下田市社会教育委員の委嘱について

教育長 事務局より説明願います。

生涯学習課長 ー資料に基づき概要説明ー

教育長 委員の皆様の方から質疑等ございますでしょうか。

全委員 意見なし。

教育長 それでは専第 14 号について、原案のとおり承認することと決定しました。

(2) 報第 15 号 専決処分の承認を求めることについて

専第 15 号 下田市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長 事務局より説明願います。

生涯学習課長 ー資料に基づき概要説明ー

教育長 委員の皆様の方から質疑等ございますでしょうか。

全委員 意見なし。

教育長 それでは専第 15 号について、原案のとおり承認することと決定しました。

(3) 議第 22 号 下田市立図書館整備庁内検討委員会設置要綱の制定について

教育長 事務局より説明願います。

生涯学習課長 ー資料に基づき概要説明ー

教育長 委員の皆様の方から質疑等ございますでしょうか。

田中委員 この委員会設置要綱というのは、図書館の移転計画について、これまでに何度も頓挫してしまっただけに実際に図書館をどこかに移転する、そのための設置要綱ということですか。

生涯学習課長 そうです。来年度、基本構想を作り過疎債に上げて造っていくというイメージですが、そのためにはある程度、案として立地や面積等を想定しておかないと来年度すぐに基本構想としてまとまりません。図書館協議会では、昨年度 5 回にわたって協議を行いました。ある程度専門的なものもあるかもしれませんが、行政的視点ではない部分もあります。これまで何度も頓挫したのは、やはり現実性に欠けていたところがあったかもしれません。例えば、図書館という施設は人が集まりやすい場所になければなりません。下田市の場合、山間部よりは沿岸部のほうが人が多いのですが、沿岸部には津波浸水域というものがあり、まちづくりという観点から、それをどう克服するかが課題となっております。そこを庁内で検討するとともに、外部の専門家のお知恵を借り、中長期的な視点に立って財政的な課題も克服し、図書館の移転に向けて動いていく。そのためにこの設置要綱を策定し、検討委員会を開いていきたいと考えた次第です。

田中委員 長年の課題である図書館の建設につきましては、ぜひ前向きに取り組んでいただき、実現させていただきたいと思います。

教育長 ほかに質疑等ございますでしょうか。

全委員 意見なし。

教育長 それでは議第 22 号について、原案のとおり承認することと決定しました。

(4) 議第 23 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

教育長 この件につきましては個人情報等の問題がありますので、非公開での審議とさせていただきたいのですが、如何でしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、議第 23 号につきましては、非公開での審議とさせていただきます。

〈非公開での審議〉

6. 報告事項

- ・ 統合準備委員会を 6 月 27 日午後 3 時から開催。その中で最終的な制服を決定し、答申をいただく。その後は本来であれば教育委員会で協議するが、大きな変更はないと思われるため、文書決議とさせていただきます。答申決定後、制服の仕様を一般公開し、今年の 7 月から市内の販売店と打ち合わせを行い、来年 4 月からは新制服に切り替えとなる流れ。なお、今回の答申は制服に関することのみであり、通学方法等については含まれない。
- ・ 新中学校の PTA 会則案について、各地区の PTA で協議していただくよう、全 PTA 会長に依頼した。通学方法の考え方についても同様に検討を依頼。特に稲生沢地区については、同一学区内でありながら徒歩、自転車、バスと様々な通学方法が想定される。
- ・ スクールバスの運行ダイヤについて南伊豆東海バスと協議するに当たり、部活動における朝練の有無がダイヤの決定に大きく影響する。朝練の開始を 7 時 30 分と仮定した場合、遠くの地区になるほど生徒及び保護者の負担が大きくなる。特に稲梓地区の場合、毎朝 6 時台に起きて登校しなくてはならない。そのため、教育委員会としては次のような方向で話を進めていきたいと考える。
 - 朝練：なし
 - スクールバス：朝 8 時くらいの開校時間に間に合うようなダイヤ調整を南伊豆東海バスと協議

7. その他

次回開催日を 7 月 22 日（月）9 時 30 分に決定。

8. 閉会

6月定例会 6月27日(木) 10時40分開会。

教育長 10時40分に閉会を宣す。

会議録署名人

令和元年6月 下田市教育委員会定例会 会議録〈非公開部分〉

令和元年6月27日（木）9時30分下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館2階大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

佐々木文夫 教育長
田中とし子 委員
渡邊 亮治 委員
西堀 政幸 委員
天野 美歌 委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

鈴木 美鈴 生涯学習課長
土屋 仁 学校教育課長
和泉 多恵子 学校教育課 参事
平川 博巳 学校教育課 課長補佐兼学校教育係長
澤地 彩 生涯学習課 図書係長
石井 真人 学校教育課 主査

本会議録調製者は次のとおりである。

石井 真人 学校教育課 主査

5. 議事

(1) 議第23号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

教育長 事務局より説明願います。

学校教育課 一資料に基づき概要説明一

平川課長補佐

教育長 ただいま事務局から説明のありました5番、13番、14番、23番、25番の5人の方々について、委員の皆様の方から質疑等ございますでしょうか。

田中委員 5番の方ですが、(収入額を需要額で割った)指数が0ですよね。生活保護の対象の方ではないのですか。

学校教育課 この方は夜のご商売の方で、収入(売上)よりも支出の方が多くなっています。生活保護の対象ではないということをご前任者からも聞いております。税務課にも確認しましたところ、「税理士がきちんと認めた上で確定申告しているため、このまま受け付けるしかない。」との返答でした。実態がどうなのか疑問ではありますが、所得となるものがこのほ

かにならないため、前任者とも相談した結果、事務局としては認めざるを得ないのではないかと判断し、議題に上げた次第です。

教育長 体調を崩して仕事をしていないそうなので、収入によっては今後もしかしたら準要保護ではなく要保護のほうで認められるかもしれません。要保護になるか準要保護になるか、特に要保護については福祉事務所との協議の中で決定されるのですか。

学校教育課 福祉事務所が民生委員を活用して生活状況を調査し、要保護の要件に該当すれば福祉事務所から連絡がいく仕組みです。
平川課長補佐

教育長 この場合は準要保護の認定ということですので、要保護認定については福祉事務所と連携を取りながら進めていただきたいと思います。

その他については如何でしょうか。特に 23 番の方については、指数が 1.5 を超えて 1.88 となっております。この方の場合、申請は出ているものの、簡単に言うと取消しになるわけですが、学校や保護者との話し合いは進んでいるのでしょうか。

学校教育課 3月時点では専門学校に通学している姉がおり、この姉を含めて算定しておりましたが、無事卒業して就職し、給料は低いが独立しましたということで電話がありました。電話の中で、「そうすると認定基準を超えてしまう可能性があり、対象外になるかもしれませんが大丈夫ですか。」と訊いたところ、「認定基準を超えてしまうのであれば仕方がないですね。それに扶養家族が娘1人になったし、今まで支援していただいていた部分もありますので、頑張って生活していきます。」とのことでした。
平川課長補佐

教育長 保護者の方からもある程度ご理解いただいているということで、不認定とさせていただきますが如何でしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、この方については不認定ということで進めさせていただきます。ほかの方についてはご意見等ございますでしょうか。

全委員 意見なし。

教育長 それでは議第 23 号につきましては、1 件の不認定及び 4 件の認定ということで承認とさせていただきます。

〈非公開での審議〉

再審査 5 件（認定 4 件、不認定 1 件）